

2018年（平成30年）5月18日

「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」に係る意見

先物取引被害全国研究会

代表幹事 弁護士 大植 伸

(連絡先) 〒541-0041

大阪市中央区北浜2丁目3番6号北浜山本ビル8階

アンカー北浜法律事務所

事務局長 弁護士 向 来 俊 彦

TEL 06-4300-3390 FAX 06-4300-3989



記

1 FX取引に関連するトラブル事例について

当研究会では、商品先物取引をはじめ、FX取引、未公開株詐欺等に関連する投資被害事件についての被害回復に関する研究・活動を行っており、かかる取引に関連する犯罪・不祥事報道についても継続的に情報収集・分析を行っている。

FX取引に関連し当研究会が把握している裁判事例や報道案件の中には、FX取引のシステムの障害が原因でロスカットが発動しなかった事案、FX取引業者が顧客に説明したシステムの内容が実際と異なっていた事案、証拠金の分別管理が徹底されていなかった事案、レートが正常に配信されないトラブルが発生した事案、FX取引の自動売買ソフトの販売業者が破産した事案、無登録業者が多額の被害を発生させた事案などがあり、FX取引がいまだ発展途上のものであって、そのシステムや管理体制が脆弱であることを伺わせるものと考えられる。

以上のような状況を踏まえ、以下意見を述べる。

2 店頭FX業者の決済リスクへの対応について

(1) 決済リスクへの対応策の必要性

我が国における店頭FX業者にかかる取引量の多さ等に鑑みると、当該業者が決済リスクの発現を原因として破綻した場合に、市場の信頼性に影響を与えると同時に顧客に実害が生じるケースもあり得ることから、その決済リスクに対し何らかの対策を講じるということについては賛成である。

(2) 倍率規制の強化について

決済リスクの回避という観点からすれば、倍率が高ければ急激かつ大幅な値動きにより店頭FX取引業者ないしカバー先業者が倒産するリスクが高まるし、それだけに留まらず顧客及びその他の市場参加者が不測の損害を被ることにもなりかねない。従って、第4回標記検討会において学習院大学の神田秀樹教授も述べているとおり、FX業者の決済リスクという観点のみならず、消費者（一般投資家）保護、

ひいては外国為替証拠金取引市場の公正・健全な発展という観点から、倍率規制の強化はファーストベストとは言えないものの一定程度有効ではあると考える。

また、一般投資家保護の観点からすれば、基本的に倍率が高いほど射幸心をあおることになり、FX業者からすればより勧誘しやすく、一般投資家は不測の損害を被りやすいため、FX取引が高倍率であることは消費者被害を生じさせる温床となりやすい。他方、そもそも賭博が禁止されているわが国においては、その法の建前と矛盾するような射倖性の強い投機取引を認める合理性が十分あるとは言い難い。このような意味から倍率規制を強化することには賛成である。

もっとも、店頭FXについてのみ倍率規制を強化しても、市場FX取引やその他の投機的取引についても同様に倍率規制を強化しなければ、結局のところ規制の実効性は期待できない。また、倍率規制を導入した場合に、金融庁の規制の対象外である倍率の高い海外業者に顧客が流れる危険性があるため、この点に対する対策を講じる必要がある。こうした点には十分に留意が必要である。

### (3) ストレステスト・自己資本規制の充実について

また、ストレステスト・自己資本規制の充実についても、一般投資家保護の観点からすれば、自己資本規制を充実させることにより、質の悪い業者・無責任な業者を市場から除外することが必要であるし、決済リスクの回避という観点からしても、為替相場の変動に耐えられない業者、耐えられないと疑われる業者を排除することによって、市場への信頼を維持することが必要であり、基本的に賛成である。

## 3 健全な取引として透明性を高めることが先決

上記2で述べたとおり、店頭FX業者の決済リスク回避のために対策を講じること自体は必要であると考ええる。

しかし、第3回標記検討会において、参考人である日弁連消費者問題対策委員会所属の弁護士も指摘しているとおおり、店頭FX取引は、現在、市場規模・取引参加者は非常に拡大してきているが、その仕組み等に不透明な部分が多く残されており、健全な金融商品としては未だ発展途上の面が多分にあると言わざるを得ない。すなわち、取引に係るプログラムは業者が構築したものであり、顧客はプログラムの詳細を知ることができず、当局も把握しにくいし、取引データ等も業者が保存・保管することから、不公正な取引が行われても、顧客が気付くことはできず、当局も管理・監督が困難である。実際、店頭FX業者において、顧客の知らないところで不公正な取引がおこなわれていることが指摘されている裁判例もある。もっとも、取引データ等は訴訟になって初めて開示されるケースが多く、公正な価格形成や顧客の被害回避の点からも問題点が多い。

以上のおおり、店頭FX業者の決済リスクを問題とする以前に、その前提として、取引の公正性の確保や一般投資家保護等の観点から、取引の仕組みそれ自体を透明性のあるものにするなど多くの重要課題が未解決のままであることが十分に留意されなければならないと考える。

以上